

宇土市パブリックコメント制度実施要綱を次のように定める。

平成16年3月31日

宇土市長 田口信夫

## 宇土市要綱第6号

### 宇土市パブリックコメント制度実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって公正で民主的な開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等必要な事項を広く市民等に公表し、公表したものに対して市民等から提出された意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及びこれらに対する市の考え方を公表する一連の手續をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有するもの、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在籍する者その他パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

#### (対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画又はこれらを実施するための計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例、市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

#### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 政策等の策定に当たって、意見聴取等の手續きが法令等により定められているもの
- (2) 審議会等(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びそれに準ずる機関をいう。)において、この要綱に準じた手續を実施して策定した答申等に基づき、実施機関が政策等を策定する場合
- (3) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (4) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
- (5) 宇土市情報公開条例(平成11年制定宇土市条例第1号)第7条各号に該当する情報(以下「非開示情報」という。)を含むもの

( 政策等の案の公表 )

第 5 条 実施機関は、この制度の対象となる政策等の案（以下「素案」という。）に関する最終的な意思決定を行う前に、素案を公表し、市民等の意見を求めなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により素案を公表しようとするときは、次に掲げる関連資料を併せて公表し、市民の理解を促進するよう努めるものとする。

- (1) 素案を策定する趣旨、目的及び背景
- (2) 素案の要約
- (3) その他素案に関連する資料

( 公表方法 )

第 6 条 前条の規定による公表は、公表しようとする素案及び同条第 2 項各号に掲げる関連資料（以下「素案等」という。）を、実施機関の窓口及び情報公開コーナーにおいて閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 前項の規定により素案等を公表する場合において、公表しようとする素案等が相当量に及ぶときは、素案等全体の入手方法を明示したうえで、その概要の公表に代えることができる。

3 第 1 項に定めるもののほか、実施機関が必要と認めるときは、広報紙の掲載その他の方法により、市民への周知に努めるものとする。

( 意見提出の期間及び方法 )

第 7 条 実施機関は、1 月間を目安とする提出期間及びその提出方法を定め、素案等を公表する際に明示するものとする。

2 意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) その他実施機関が定めるもの

3 意見を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名その他の必要な事項を明らかにしなければならない。

( 意見の処理及び意見等の公表 )

第 8 条 実施機関は、提出された意見を考慮して素案に関する決定を行うものとし、提出された意見及びこれらに対する市の考え方並びに素案を修正したときは当該修正の内容及びその理由を公表しなければならない。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 賛否の結論のみを示したもの
- (2) 内容が案件に合致しないもの
- (3) 意見募集の際に指定した手続を経ないで提出されたもの
- (4) 非開示情報を含むもの

2 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。

3 前項の規定による公表については、第 6 条の規定を準用する。

(一覧表の作成)

第9条 市長は、パブリックコメント制度を行っている案件の一覧表を作成し、第6条第1項に規定する方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案過程にある計画等については、可能な範囲において、パブリックコメント制度に準じた手続を実施するものとする。